



豊島区教育大綱

「教育都市としま」の高峰に挑む

平成 27 年 7 月

豊 島 区
豊島区教育委員会

1. 教育大綱とは

(1) 教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとした。

大綱の策定にあたっては、総合教育会議において、区長と教育委員会が協議・調整を尽くし、区長が策定する。

(2) 大綱の位置付け

本区では、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めており、その目標や施策の根本となる方針が大綱に該当することから、総合教育会議において協議した結果、「豊島区教育ビジョン2010、2015-豊島区教育振興基本計画-」を大綱と位置付けた。



(3) 計画期間

豊島区教育振興基本計画の前期5年に当る「豊島区教育ビジョン2010」の成果と課題を「豊島区教育ビジョン2015」（後期計画）に引き継ぎ、実施する。計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とする。

2. 教育ビジョン 2015 に新たに追加する施策

(1) インターナショナルセーフスクールの拡充

インターナショナルセーフスクール（ISS）を地域区民ひろばと連携して拡充し、将来的には全小・中学校に普及させる。

平成27年度は朋有小学校の再認証、富士見台小学校の認証取得を目指し、さらに、仰高小学校、池袋本町小学校の申請書を提出した。今後、計画的に全小・中学校で認証を取得していく。

(2) 幼小中一貫教育の推進

幼小中一貫教育連携プログラムの推進から幼小中一貫教育へと発展させる。

幼小中一貫教育推進校を指定し、全幼稚園・小中学校に普及させる。

幼小中一貫教育推進校とは、学びと育ち*の連続性をPDCAのマネジメントサイクルとしてシステム化している学校を指す。学習指導要領及び幼稚園教育要領などの特質を、各校種で円滑に接続するシステムを確立することを重要な基準とする。

豊島区は施設一体型ではなく、施設分離型のシステムを基本とする。

*『学び』とは「内容と方法」、『育ち』とは「あるべき姿」を意味する。

(3) コミュニティスクールの実施

学校運営連絡協議会を充実させ、コミュニティスクール化する。

学校運営連絡協議会に学校支援コーディネータを設置し、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

3. 平成27年度豊島区教育委員会教育目標

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子ども」という）が知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。



「教育都市としま」

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

4. 平成27年度の重点施策（年度別重点施策）

区長部局と教育委員会が緊密に連携を図り、次の重点施策に取り組んでいく。

(1) インターナショナルセーフスクールの推進

(2) 放課後対策事業の充実(小・中学校補習支援チューター事業の実施)

(3) 「豊島の森」を活用した豊島ふるさと学習プログラムの推進

(4) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた教育の推進

(5) 郷土の文化を英語で発信する英語教育の推進

(6) 区立小・中学校の計画的改築の推進